

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるとは、そ
の翌日)

規 則

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 私立学校振興助成法による監査事項の指定
町等の区域の変更等
町等の区域の変更
生活保護法による医療機関の指定
土地改良法による換地処分
保安林予定森林
解除予定の保安林(三件)
土地区画整理法による換地処分
都市計画事業の事業計画の変更の認可
かい 解の指定の一部改正
鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 公 告 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
技能検定の合格者

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の項3中「五百万円」を「六百万円」に改め、同表第二号の項1中「二百万円」を「三百二十万円」に改め、同項2中「三十三万円」を「四十七万円」に改め、同表第三号の項2中「百万円」を「百五十万円」に改める。

様式第一号中「(なお、田舎間伐促進資金にあつては、事業実施報告書の提出後、交付決定額の20パーセント相当額の交付を受けることとしたし

ます。)」を削り、

通称保証人	
住 所	氏 名
田	

を

通称保証人	
住	

項	目

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百七十二号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、学校法人（同法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。）が同法第十四条第二項の規定により知事に届け出る同条第一項の財務計算に関する書類に添付しなければならぬ公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る昭和五十四年度以後の監査事項を次のとおり指定し、昭和五十三年十二月鳥取県告示第七十七号（私立学校振興助成法による監査事項の指定について）は、廃止する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従つて、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。ただし、公認会計士又は監査法人の監査報告書を初めて添付することとなる学校法人に係る当該年度については、会計制度の整備及び運用の状況並びに学校法人会計基準の定めるところに従つて資金収支計算が行われ資金収支計算書が作成されているかどうかとする。

鳥取県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十四年十月一日現在の地番による。）
福積字六反田	福積字六反田の全域、福積字橋詰六二七の二及び六二八の二並びに六二七の二、六二七の三、六二八の二及び六二

<p>福積字谷口</p>	<p>八の三と一体をなす国有地の一部、並びに福積字谷口六六二の一、六六二の六、六六三の一、六六三の二、六六四から六七二まで、六七二の二、六七三、六七四、六七五の一、六七五の二、六七六、六七六の二、六七七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字滝ケ口</p>	<p>福積字滝ケ口のうち六五五の三、六五六の三、六五六の四、六六一の三、六六一の四、六六二の一、六六二の六、六六三の一、六六三の二、六六四から六七二まで、六七二の二、六七三、六七四、六七五の一、六七五の二、六七六、六七六の二、六七七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福積字滝ケ口</p>	<p>福積字滝ケ口のうち八の一部、九の一部及び一二の一部並びに一二と一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字高鳥五六の一部、五七の一部及び五九から六一までの一部並びに五六、五七、五九及び六〇と一体をなす国有地の一部、福積字御屋敷二五六の二並びに福積字谷口六六一の三及び六六一の四の一部</p>
<p>福積字御屋敷</p>	<p>福積字御屋敷のうち、二五六の二以外の区域</p>
<p>福積字高鳥</p>	<p>福積字高鳥のうち、四九から五一までの一部、五六から六一までの一部、六六の一部、六七並びに、四九、五〇、五六から六〇まで、六六及び六七と一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字滝ケ口八の一部、九の一部及び一二の一部並びに一二と一体をなす国有地の一部、福積字西高鳥四五の一部並びに四五及び四六と一体をなす国有地の一部並びに福積字谷口、六五六の三の一部、六五六の四及び六六一の四の一部</p>
<p>福積字馬場</p>	<p>福積字馬場のうち七一の一、七一の三、七三の三、七三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字西高鳥のうち四五の一部並びに四五及び四六と一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字高鳥四九から五一までの一部、五七の一部、五八の一部、六六の一部、六七及びこれらと一体をなす国有地、福積字町屋敷一四三の一、一四三の九及びこれらと一体をなす国有地並びに福積字谷口六五五の三、六五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字町屋敷</p>	<p>福積字町屋敷のうち一四三の一、一四三の九、一五四の一部、一五九の二の一部、一六〇の一部、一六一、一六二、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六六の三、一六七の三、七三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字京田の全域、福積字馬場七一の一、七一の三、七三の三、七三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、福積字堂ノ前のうち一八一の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、並びに福積字荒神前一八六の二、一九一の五の一部及び一九二の三の一部、並びに一八六の一、一八六の二、一八九、一九〇、一九一の三及び一九一の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字荒神前</p>	<p>福積字荒神前のうち一八六の二、一九一の五、一九二の二、一九二の三及び一九三の二、並びに一八六の一、一八六の二、一八九、一九〇、一九一の三、一九一の五、一九二の二及び一九二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福積字繩手添</p>	<p>福積字繩手添の全域、福積字町屋敷一五四の一部、一五九の二の一部、一六〇の一部、一六一、一六二、一六三の九</p>

<p>福積字橋詰</p>	<p>一、一六三の二、一六四の一、一六六の三、<u>一六七合併及</u>びこれらと一体をなす国有地の一部、福積字板橋一六九から一七一までの一部、一七二の一の一部、一七二の二及びこれらと一体をなす国有地、福積字堂ノ前一八一の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、福積字荒神前一九一の五の一部、一九二の二、一九二の三の一部、一九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに福積字立縄五三四の一部、並びに五三四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字王子前</p>	<p>福積字橋詰のうち六二七の二及び六二八の二並びに六二七の二、六二七の三、六二八の二及び六二八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに福積字王子前五九七の一、六〇〇の一、六〇一の一、六〇二の二、六〇二の一、六〇三の一、六〇三の三、六〇四の一、六〇四の三、六〇五の二、六〇六の一、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一〇の一、六一一の三、六一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字井下田</p>	<p>福積字王子前のうち五九七の一、六〇〇の一、六〇一の一、六〇二の二、六〇二の一、六〇三の一、六〇三の三、六〇四の一、六〇四の三、六〇五の二、六〇六の一、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一〇の一、六一一の三、六一一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福積字赤田</p>	<p>福積字井下田のうち五五〇から五五四まで、五五五の一、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福積字立縄</p>	<p>福積字立縄のうち五三四の一部、五三八の一部、五三九、五四〇の一部、五四一の一部、五四四から五四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三四と一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字板橋一六九から一七一までの一部、一七二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福積字才ノ垣五二四の二の一部並びに五二四の二、五一五の一、五一五の二、五二九の一、五二九の二、五三〇及び五三一と一体をなす国有地の一部並びに福積字井下田五五〇から五五三まで、五五四の一部、五五五の一部、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>福積字前田</p>	<p>福積字前田のうち五六二の一部、五七〇から五七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福積字山根四八八の一の一部、四八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、福積字才ノ垣五一〇の二及び五一四の二の一部並びに五一〇の一、五一〇の二、五一一、五一一の二、五一三及び五一四の二と一体をなす国有地の一部、福積字立縄五三八の一部、五三九、五四〇の一部、五四一の一部、五四四から五四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、福積字井下田五五四の一部、五五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福積字赤田五五八の一、五五九の一、五六一の一の一部、五六一の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福積字才ノ垣</p>	<p>福積字才ノ垣のうち五一〇の二及び五一四の二並びに五一〇の一、五一〇の二、五一一、五一一の二、五一三、五一四の二、五一五の一、五一五の二、五二九の一、五二九の二、五三〇及び五三一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福積字山根</p>	<p>福積字山根のうち四八五の一部、四八六の一部、四八八</p>

福積字河原田	<p>の二の一部及び四八八の二の一部並びに四八四から四八六まで、四八八の一及び四八八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、福積字前田五七二の一部並びに福積字河原田五七五の一部</p>
岡字津婦利田	<p>福積字河原田のうち五七五の一部以外の区域、福積字山根四八五の一部、四八六の一部、四八八の一の一部及び四八八の二の一部並びに四八四から四八六まで、四八八の一及び四八八の二と一体をなす国有地の一部、福積字赤田五六一の一部並びに福積字前田五六二の一部、五七〇から五七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岡字金谷	<p>岡字金谷の全域及び岡字藪ノ下の全域</p>
岡字滝ノ前	<p>岡字津婦利田のうち一〇七から一一一までの一部、一一二の三の一部、一一二の四の一部、一一二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一一及び一一二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに岡字滝ノ前一一五の四の一部、一一三の二の一部及び一一三の二の一部</p>
岡字七反長	<p>岡字滝ノ前のうち一一五の四の一部、一二三の二の一部、一二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、岡字津婦利田一一二と一体をなす国有地以外の区域、岡字津婦利田一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岡字横枕	<p>の三の一部、一一二の四の一部、一一二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、岡字滝ノ前一二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに岡字ソリ田一三七の二から一三七の六まで、一三八から一四三まで、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
岡字大力	<p>岡字横枕の全域並びに岡字大力二四四から二四六までの一部、二四七の二の一部、二四七の二の一部、二四八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
岡字杠	<p>岡字大力のうち、二四四から二四六までの一部、二四七の二の一部、二四七の二の一部、二四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
岡字八重森	<p>岡字杠の全域、岡字林ノ前の全域、岡字八重森二六〇の一部、二六三から二六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、岡字上杠二六八の一部及び二六九の二の一部並びに椋波字谷尻二の二、二の二、三の三、三の四、一三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
椋波字谷尻	<p>岡字八重森のうち二六〇の一部、二六三から二六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、岡字上杠二六八の一部及び二六九の二の一部並びに椋波字谷尻二の二、二の二、三の三、三の四、一三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
廃止する字の名称	<p>福積字西高鳥、福積字京田、福積字堂ノ前、福積字板橋、岡字藪ノ下、岡字ソリ田、岡字林ノ前及び岡字上杠</p>

鳥取県告示第二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による美津土地区画整理事業第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十四年十月三日現在の地番による。）
美萩野一丁目	美萩野一丁目の全域並びに三津字東澤一 五六五の四、五六六、五六六の一、五七二の一の一部、五七三の一から五七三の七まで、五七四の一から五七四の九まで、五七四の一〇の一部、五七四の一、五七五の六から五七五の八まで的一部、五七五の一から五七五の一七までの一部、五九三の二、五九三の三、五九四の二から五九四の五まで、五九五の二から五九五の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
美萩野二丁目	美萩野二丁目の全域、三津字東澤一 五七五の一の一部、五七五の九の一部、五八二の一の一部、五九一、五九二、五九三の一、五九三の四、五九四の一、五九四の六、五九五の一、五九五の九、五九七、五九九、五九九の二から五九九の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字東澤二 五九〇の一の一部、五九九の一、五九九の五、六〇〇、六〇〇の一、六〇一、六〇二、六一〇の一、六一〇

美萩野三丁目	の二、六一一、六一二及びこれらと一体をなす国有地の一部 美萩野三丁目の全域、三津字東澤一 五七二の一の一部、五七四の一〇の一部、五七五の一の一部、五七五の六の一部、五七五の七から五七五の九まで的一部、五七五の一から五七五の一七までの一部、五八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三津字東澤二 五九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
三津字東澤一	三津字東澤一のうち五六五の四、五六六、五六六の一、五七二の一、五七三の一から五七三の七まで、五七四の一から五七四の一七まで、五七五の一、五七五の六から五七五の九まで、五七五の一から五七五の一七まで、五八二の一、五九一、五九二、五九三の一から五九三の四まで、五九四の一から五九四の六まで、五九五の一から五九五の九まで、五九七、五九九、五九九の二から五九九の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字東澤二	三津字東澤二のうち五九〇の一、五九九の一、五九九の五、六〇〇、六〇〇の一、六〇一、六〇二、六一〇の一、六一〇の二、六一一、六一二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
提嶋外科クリニ ック	米子市上福原五七八一六	昭和五十五年三月二十二日

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る久米地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十七号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の一（次の図に示す部分に限る。）、七八三の三から七八三の一二まで、大字大呂字ハセツコフ九六六の一

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、伐採を禁止する。

智頭町大字芦津字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の八、七八三の九に所在する森林

(2) その他の森林については、主伐は、択伐とする。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、八頭森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字柚小屋ヨリ門口迄 九三四の一二三、九三四の一三二から九三四の一三五まで、九三四の一三八から九三四の一四二まで、九三四の一四五から九三四の一四九まで、九三四の一五二から九三四の一五七まで、九三四の一六三から九三四の一六九まで

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐とする。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画に定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場又は河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字楠城字神田道ノ上五五六、五五八の一(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五二七の一、一五一九の二、一五二〇、一五二二(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、一五二二

二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字中三間割三七四、四六七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百八十一号

美津土地区画整理事業(第一工区)施行地区の宅地について、昭和五十五年三月十八日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業福米新田川都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十年十一月二十一日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

鳥取県告示第二百八十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(^{かい}廢の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県米子都市開発事務所 米子市久米町七」を
鳥取県鳥取港灣事

務所 米子市久米町七
鳥取市賀露町西浜一七五七ノ九二三
に改める。

鳥取県告示第二百八十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の湖山支店の項を次のように改める。

湖山支店	鳥取市湖山	鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取県立鳥取西工業高等学校 鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取県教育研修センター 鳥取県立白兔養護学校 鳥取県鳥取港灣事務所
------	-------	--

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の
規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定
により告示する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年四月十日 午前十一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本体内 鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市古海八三三の一六 中尾 馨

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した
昭和54年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和55年3月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一級技能検定合格者〕

機械検査

蔵光 信章

建設機械整備

岩井 正美

大久保泰志

中川 智晴

来海 寿広

足本 功

高田 幸夫

飼牛 徳幸

上住 研治

小松日出男

森下 孝

紳士服製造

松田 勇治

横山 敏明

石黒 継雄

石上 次朗

谷口 順二

西尾 知之

メリヤス縫製

角田 昂

和 裁

村中かね子

建築大工

宮脇 英男

横山 弘

岡垣 紀年

木村 勝洋

沢 賢登

石谷 幹義

森里 賢治

野広 勝彦

坂本 清人

須田 充

横山 政美

小椋 道雄

衣笠 延幸

長綱 優 繁

能見 誠之

伊藤 一美

潘島 一朗

谷川 進

朝妻 繁

高森 勇

松原 久男

かわらぶき

景山 耕二

佐伯 敏春

足立 晴国

宇田川留洋

西川 正一 伊藤 正幸 増田 薫 日野 鄭己 田中 徳明

福井 良幸 型わく施工 高田 和夫 小椋 健一 ガラス施工 井上 均 配管 木田 和則 岡本 秀則 足立 健一 防水施工 大久保正道 サツシ施工 松本 保 山下 博 製材の目立て 林 精一 藤田 岩男 天井仕上げ施工 福田 一 福田 一 安藤 文隆 山本 勝雄 山崎 達朗

中尾 章二 河野 欣一 増永 勝一 岩見 重郎

井上 均 沢田 国夫 竹安 正三 井上賢次郎 坂田 信義 安木 光吉 森本 信方 晃敬

山口 勤 邦行 井上 邦行 坂田 信義 安木 光吉 森本 信方 晃敬

田川 喬一 岸本 敏彦 太田 暢夫 石谷 則男 加藤 孝治

花井 利郎 長岡 勝二 徳本 博 渡辺 治

竹内 辰夫 長田 昊 難波 利行

山崎 和久

稲田 博己

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

山崎 和久

株式会社 鹿島建設

浴そう設備施工

福田 紀正、藤井 義幸
〔二級技能検定合格者〕

機械検査

平尾 一幸 中山 則孝

建設機械整備

阿部 功 中島 章

土井 敏昭 安達 敏夫

農業機械整備

杉本 正義 山部展史

メリヤス縫製

塚谷 邦栄 次石 正子

冷凍空調和機器施工

山下 秀紀 岡田 寿雄

出来 吉三

紙器・ダンボール箱製造
隠岐 吉春 市川 広

建築大工

寺西 明彦 寺西 敏夫

平田 政雄 橋 保利

中西 邦雄 片山 寛二

田中 好広 山本 昭美

金森 国広 山根 光弘

岩本 努 長谷川久男

型わく施工

池野田 豊

鉄筋組立て

森下 行雄

カーテン施工

安田 花枝

ガラス施工

松本 正行

太田 安広

機械製図

灘先 啓

電気製図

平木 修

配管

吉田 峰雄

上野 実

足立潤一郎

塚田 弘志

岩崎 隆志

吉本 正己

防水施工

入江 秋彦

田中 国満

サツシ施工

田中 清

多賀 武

津村 英人

新関 幸治

長岡 紀江

樋引 頼夫

鎌田 千秋

谷口 守

武良 清

永本 潔

横井 晴夫

原田 隆人

石黒 浩吉

潘島 清

住吉 三男

浜田 清彦

角田喜久夫

村上 初吉

安部 薫

小原 浄

加川 隆典

熊谷 靖寿

乗本 誠

天野 茂

河西千恵子

関内 崇利

田中 新一

矢谷 浩之

関内 新一

田中 新一

田原 忠

加藤 章介

高田 保幸

谷田 時男

内田 聡

三好 正展

西口利喜男

嶋本 隆文

杉尾 敏雄

村上 正彦

相見 康寛

奥山 明

森本 久夫

久夫

池田	新	坂本興一朗	工藤	和夫	明庭	政二	中山	康正
岩城	努	浅田	野沢	光夫	寺垣	長勇	河内	道正
山崎	利男	竹安	竹内	瀧彌	西村	義春	居川	照義
山本	貞春	古田	居川	千春	居川	房治	居川	義隆
熊本	幾久	西村						
	製材のこ目立て							
岡本	輝美	藤田	幹夫	吉田	松原	国男	平木	久由
寺中	徹	山西	修一	木下	市川	克博	佐々木昭二郎	
三谷	満	前田	泰徳	片田	長尾	孝一		
	天井仕上げ施工							
	草瀬							
	鍛造							
松本	光高							
	みぞ製造							
花嶋万寿男		渡辺	丈二	柴山	道長	大津賀常充	松本	明博
堀田 寿雄								